

# 入札公告（郵便入札）

一般競争入札についてつぎの通り公告する。

令和5年1月24日

東京都台東区台東4丁目20番6号  
社会福祉法人 白十字会  
理事長 川村 晴也

## 1, 入札対象工事概要

- (1) 工事名 白十字総合病院回復期病棟等建設工事  
(2) 工事場所 茨城県神栖市賀字立野 2148-26、2148-32  
(3) 工事種別 増築及び旧棟解体  
(3) 工事概要 敷地面積 18,410.75 m<sup>2</sup>  
増築工事  
延べ床面積 新增築棟 4,494.07 m<sup>2</sup>  
渡り廊下棟 205.73 m<sup>2</sup>  
構造・規模 新增築棟 鉄筋コンクリート造 地上4階建て  
渡り廊下棟 鉄骨造 平屋建て  
旧棟解体工事  
一般病棟 延べ床面積 1,945.40 m<sup>2</sup> 構造規模：鉄筋コンクリート造3階建て  
療養病棟 延べ床面積 1,109.70 m<sup>2</sup> 構造規模：鉄骨造平屋建て
- (4) 工期 令和5年2月末～令和7年2月末 24ヶ月間  
(5) 工事内容 建築工事、電気設備工事、給排水衛生設備工事、空調設備工事、昇降機設備工事、外構工事、解体工事、既存改修工事とする。  
(6) 指定工事手順 以下の①～⑤の工事手順を指定する。  
①一部既存療養病棟の解体工事②新增築棟建設工事  
③療養病棟・一般病棟解体工事④渡り廊下棟建設工事⑤外構工事

## 2, 入札の方法・条件

- (1) 本件工事の入札は、郵便による一般競争入札により実施する。  
(2) 予定価格は、非公表とする。  
(3) 最低限価格を設定する。

## 3, 入札の公告方法

- (1) 本件工事の入札の公告は、令和5年1月24日付にて、白十字総合病院正面玄関内の掲示板への掲示及び社会福祉法人白十字会ホームページ等に記事掲載により実施する。

## 4, 一般競争入札の参加資格者

本件工時に係る一般競争の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づき地方公共団体の入札参加の制限を受けている者でないこと。  
(2) 茨城県建設工事入札参加資格審査要項に基づき、一般競争入札参加資格の認定を単体又は経常建設企業共同体として受けている者、もしくは、茨城県建設工事入札参加資格の認定

- を受けていないもので、国土交通大臣の特定建設業許可を取得していること。
- (3) 建築一式工事について、令和3・4年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された格付け等級がS等級かつ客観点数（P点）が1150点以上であること。もしくは直近の経営規模等評価結果通知書の総合評価値（P点）が1600点以上であること。
  - (4) 建築一式工事について、令和3・4年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された年間平均完成工事高、もしくは直近の経営規模等評価結果通知書の完成工事高（2年平均）が20億円以上であること。
  - (5) 一件の規模が10億円以上の延床3,000㎡以上の同種又は類似の工事（病院・社会福祉施設等）について、元請として過去20年以内に施工した実績があること。  
（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る）
  - (6) 1級建築施工管理技術士又は1級建築士を有する主任技術者又は監理技術者を対象工事に配置できること。
  - (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
  - (8) 茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。
  - (9) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

## 5, 設計業務等の受託者等

- (1) 1項(9)の「対象工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

株式会社三橋設計

- (2) 1項(9)の「受託者と資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次に該当する者である。

ア 株式会社三橋設計の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が株式会社三橋設計の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

## 6, 競争入札参加資格申請

- (1) 本件工時の入札に参加しようとする者（以下、「入札参加者」という。）は、競争参加資格確認申請書（以下、「確認申請書」という。）を令和5年1月24日（火）以降、令和5年1月31日（火）16時まで白十字総合病院事務局に持参により提出し、確認を受けたものが、参加資格を得るものとする。

- (2) 第1項の確認申請書は、指定の様式（第1号）に（別添）競争確認資格資料及び①の書類を添付するものとする。

①経営事項審査結果通知書の写し（審査基準の直近のもの）

## 7, 設計図書の閲覧方法

本件工事に係る設計図書の閲覧方法は、次のとおりとする。

- (1) 閲覧期間 令和5年1月24日（火）～令和5年1月31日（火）  
いずれも9時から16時まで（ただし、13時から14時を除く。）
- (2) 閲覧場所 白十字総合病院事務局

- (3) 設計図書の貸与 希望者には、設計図書収録CDを事務局で貸与する。
- (4) 現場説明会 実施しない

## 8, 設計図書の質疑応答

設計図書に対する質問がある場合は、簡易な内容確認を除き書面をE-mailにより行う。

- (1) 質問受付期間 令和5年1月31日(火)～令和5年2月10日(金)正午とする。
- (2) 質問回答 令和5年2月17日(金)16時とする。
- (3) 質問提出回答先 株式会社三橋設計 担当者：稲田和之  
電話番号 (03)3294-0851  
E-mail [inada@mitsuhashi-arc.com](mailto:inada@mitsuhashi-arc.com)

## 9, 入札書の提出方法

本件入札書の提出は、書留(簡易書留)による郵便により提出するものとする。

入札参加資格者は、入札書、連絡担当者の名刺1枚、貸出CDを書留郵便により提出期日までに白十字総合病院事務局あてに郵送するものとする。

- (1) 郵送先 〒314-0134 茨城県神栖市賀2148  
白十字総合病院事務局 業務課 安藤宛
- (2) 提出期日 令和5年2月24日(金)必着

## 10, 郵送方法

封筒は任意の二重封筒とし、次のとおりとする。

- (1) 中封筒は、入札書を入れて、封かんのうえ、「入札書在中」を朱書き表記し、開札日・入札に係る工事番号及び工事名、入札参加者の商号又は名称を表記するものとする。
- (2) 表封筒は、入札書を同封した中封筒、連絡担当者の名刺1枚、貸出CDを入れ、表に入札書送付先郵便番号、住所及び機関名、入札に係る工事名、入札参加者の住所及び商号又は名称を表記し、併せて「入札書在中及び開札日」を朱書きすること。

## 11, 入札書について

- (1) 入札に関しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等の関係法令を遵守すること。
- (2) 入札書の入札金額欄には、消費税及び地方消費税を除いた金額を記載すること。
- (3) 提出した入札書の引換え又は変更を認めない。
- (4) 入札執行回数は、1回とする。

## 12, 入札の執行方法

入札の執行は次のとおりである。

- (1) 日時 令和5年2月27日(月)11時
- (2) 場所 白十字総合病院 会議室
- (3) 立ち合い 非公開。入札参加者の入札執行の出席は不要とする。

### 13、落札候補者の決定

- (1) 落札候補者の決定は、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者とする。
- (2) 最低の価格をもって有効な入札を行ったものが、複数の場合は同額者で「くじ引き」により落札候補者を決定する。
- (3) 開札の結果、予定価格に達しない場合は、最低価格者を第一交渉権者に指定し、協議の上落札金額が合意に至ったものを落札候補者に指定する。

### 14、入札結果通知

前条の結果は、入札結果は全ての入札参加者に対し、電話又は電子メールにより連絡通知する。

### 15、落札候補者の事後審査

落札候補者には、必要な書類の提出を求める。

落札候補者は、指示のあった日から起算して2日以内（休日は除く）に、次に掲げる書類を白十字総合病院事務局に提出すること。

- ① 工事費内訳書

### 16、落札者の決定

前条の事後審査書類の査収が済み次第、落札候補者を落札者と決定する。

### 17、落札の無効

入札は次の各号の一つに該当する場合、無効とする。

- (1) 入札について談合その他の不正の行為があった場合
- (2) 入札書に記載した金額その他必要事項を確認しがたい場合又は記名押印のない場合
- (3) 指定の開札日前日（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）までに到達しない場合
- (4) 入札書を2通以上提出した場合
- (5) 競争参加資格のない者のした入札、申請又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びにこの公告で示した入札方法等に違反した入札は無効とする。

### 18、仮契約

落札者が決定し、契約を締結する際、融資機関等の諸事情により契約の締結を延期する場合がある。この場合は、契約当事者双方の信頼関係を保持するために仮契約を締結することができるものとする。

### 19、請負額の支払条件

請負額の支払いは、以下の条件にて分割支払いを可能とする。

#### (1) 前払金

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と前払金の保証契約を締結した場合は、請負代金の1割以内の前払金を請求できる。

(2) 中間前払い金

中間前払金の認定を受け、保証事業会社と中間前払金の保証契約を締結した場合は、請負代金のうち、中間前払金を1回目2割、2回目3割に分割して請求できる。

(3) 竣工時 残額4割

**20、入札保証金**

本件工事に係る入札保証金は全額免除する。

**21、契約保証金**

本件工事に係る契約保証金は契約金額の10%を納付する。

ただし、利付国債、利付茨城県債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付は免除する。

**21、請負契約書の作成**

民間建設工事標準請負契約約款（甲）等により、契約書を作成するものとする。